

§ 3 農業用施設災害関連事業採択基準の解説

災害関連事業は災害復旧施設の再度災害を防止するため復旧施設の被災原因の除去と復旧施設又は、これと関連する脆弱な残存施設の補強を行う事業ですから、利用上の機能を増大することは許されません。ただし排水施設のように排水機能そのものが施設の安定に直接関係があるものは、再度災害を防止するために必要最小限度の機能増大を図ることは差し支えありません。

また構造強化の限界は、被災後の状況から判断して、本災のみによる復旧後の施設の状態で再度災害を被るおそれがある場合に「被災原因の除去及び一般の施設を構造する場合に当然満たすべき条件を限度として行う補強、改良」です。

ここで被災原因の除去とは、例えば水路が被災し、その被災原因が水路の蛇行にあった場合、たとえその蛇行部が被災していなくてもそれを放置すれば次期出水により被災部分が必ず再度災害を被るおそれがある場合に、蛇行を修正するような工事をいいます。あるいは被災施設に関連する残存施設が脆弱な場合にあつて、復旧施設を十分強固に復旧しても関連する残存施設が被災することにより、復旧施設が再度災害を被ることが明らかな場合において、この脆弱な残存施設を改築又は補強することも被災原因を除去する事業です。

また被災施設を査定要領に示す範囲の工法により復旧したのでは、その復旧した施設が今後発生する現象に対して安定しない場合は、再度災害を被るおそれがあるためさらに補強又は改築する必要があります。この場合将来起りうる現象のうちどの程度のものを対象に考えるかということ、一般農業土木施設を築造する場合にその施設の設計条件として取扱う程度のものを限度とし、被災時の現象が極端に大きかった場合においても、その施設の耐用年数、設置条件、経済効果等を考慮していわゆる標準工法以上の工法とすることは許されません。（各工種の標準工法については、土地改良事業計画設計基準等参照。）

なお関連事業費は「災害一人歩き」に基づき、差額関連を原則とします。

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準

1 ため池

(1) ため池の被災が上流部の土砂崩壊に起因することが明らかである場合において、必要最小限度の土止工を新設する工事

直接貯水池に面する山腹等が土砂崩壊を起こした場合の土止工は本災（要領第15（2））によって復旧しますが、ここに規定してあるものは、直接貯水池に面していない溜池流域内の土砂崩壊に対する土止工で、これによって溜池が決壊したり又は埋没したものであればこれを放置すると再度災害を被るおそれがあるため、土止工等を設けて設置するものです。この場合は部分関連となります。

(2) 堤体が被災し、再度災害のおそれがある場合においてこれを防止するため、未被災部分を含めて最小限度の工法により堤防の嵩上げ、断面の拡大若しくは波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工等の新設又はグラウト工を施工する工事

堤体が被災した場合、被災部分については被災原因に対応する程度に復旧しますが、被災部分と残存部分を合わせて復旧後の状態を考えた場合、溜池として当然対応しなければならないすべての現象、即ち、降雨量（法面の洗掘及び飽和）、洪水量、洪水位、波浪、流下物等に対して安全であるかどうかを検討し、被災部分については復旧工法、残存部分についてはその断面、構造等で不足する場合は、必要な程度に堤防の嵩上げ、断面の拡大、波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工の新設、グラウト工等を行うこととしてその工事費を算出し、災害復旧費との差額を関連工事費とします。

(3) 堤体の被災が余水吐（放水路を含む。以下同じ。）の狭小に起因することが明らかな場合において、余水吐を改修して施行する工事

堤体が被災する場合、余水吐の断面が狭小なため流出する洪水を十分吐ききれず、貯水池の水位が上昇して法面に出たり、又は堤体が貫孔作用を起こしたりあるいは堤体が滑動するなどの現象を起こして被災しま

す。この場合余水吐も同時に被災すれば災害復旧事業となりますが、余水吐は被災しないで残った場合は関連工事として改修します。この場合の断面は設計基準によって決定するものとします。

(4) 堤体の復旧に関連して堤体の安定上取水施設の改修を行う必要のあるときその工事費と原工法による復旧費との差額

取水施設そのものは被災していないが、堤体を復旧する際の取付工事等が、取水施設を一時的に取除いて設置しなおす場合において、取水施設が老朽していたり又は木造なので将来腐敗し、堤体の安定が期し難いようなときはこれを改修することができます。この場合の原工法による工事費の差額は関連工事費とします。

(5) 重ねため池の上流ため池の復旧に伴って必要を生じた下流ため池の改修工事

例えば上段のため池の余水が下流のため池に流入しているような重ねため池で、上流のため池の余水吐が被災した場合、この断面を拡大して復旧し、下流側のため池の余水吐をそのまま放置すれば、洪水時に上流ため池から流入する水を吐ききれずに下流ため池が決壊するおそれがあるため、下流ため池の余水吐も併せて拡大する必要があります。このように上流ため池の復旧により下流ため池が危険な状態となった場合、必要部分の改修は関連工事を実施します。

(6) その他前各号に掲げるものに類する工事

2 頭 首 工

(1) 被災後の状況の変化等を勘案して災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合において、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）に対応することを限度として被災部分若しくは未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

災害復旧工事によって復旧する井堰が復旧時点による計画洪水を対象

として考えた場合、その静水圧、動圧力、流下物等の外的条件に対しても安定するかどうかについて検討し、改良を要する場合に次のような工事を行います。

- a 頭首工の残存部分を被災部分の復旧工法に合わせて施行する工事
ただし、工事費は差額関連方式とします。従って残存部分取付工事は本災となります。
- b 復旧部分、残存部分とも改良する必要がある場合の再度災害防止に必要な工法（位置、規模、構造等の改良）による工事費と災害復旧費の差額とします。
- c 昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

(2) 井堰の構造改定に伴い必要を生じた取入れ水門沈砂池等の改修工事で、原工法による復旧事業を超える部分

被災していない取入水門、沈砂池、土砂吐、洪水吐等の施設で被災部分の復旧工事に伴って井堰の安定上構造、規模等を改修する必要がある場合は、原工法による工事費を超える額を関連工事費とします。

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

3 用 水 路

(1) 水路橋又はサイホンが被災し再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

(2) 河床の低下により被災した水路橋の未被災の橋脚及び橋台を補強する工事若しくはこれらに類する工事

河床の低下、転石の流出の増加等の原因によって水路橋の橋脚、橋台等が被災した場合、未被災の橋脚、橋台等を放置すれば同じような被災を被ることが明らかな場合は、関連工事として未被災の橋脚、橋台等を

被災部分と同程度に補強することができます。

昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

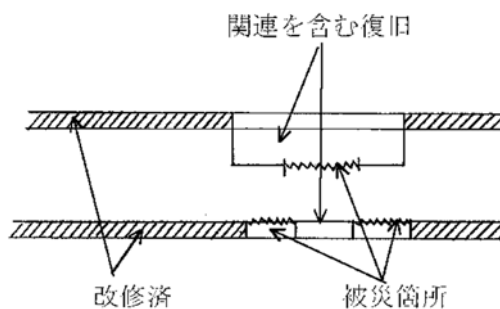
(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

4 排水路（用排水兼用水路を含む。）

(1) 被災箇所及びこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面にあわせて嵩上げし、又は通水断面を拡大して施行する工事

排水路の局部被災の復旧は原則として断面拡張を行わないことは要領第15（2）ウ（イ）で述べたとおりですが、被災箇所は接近した堤防がすでに改修され通水断面の拡大、堤防の嵩上げ等が行われている場合に、被災箇所の断面拡大等を行うことによって被災原因の如何にかかわらず、改修部分に接続して一連の効用を発揮する場合は未被災箇所も含めて既改修部分の断面、堤高等に合わせて改修することができます。この場合の改修に要する工事費と災害復旧費の災害復旧費の差額は関連工事費となります。



(2) 越水により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所をかさ上げし、又は巻堤として施行する工事

機能、経済効果等が同一である一単位の区間においてその一部が溢水等によって被災した場合、例えば要領第15（2）ウ（イ）（iv）において述べたように山から山に取付けた河川堤防のような区間が部分的に被

災したような場合で、再度災害防止上断面の拡大、堤防の嵩上げあるいは巻堤とすること等が必要な場合は、関連事業費と併せてその区間を復旧することができます。この場合においても、復旧費との差額を関連事業費とします。

(3) 災害原因が形状不良によることが明らかである場合において、流路の屈曲を是正し、若しくは洪水のそ通を図るために施行する工事。部分的に上下流の堤防法線にならって当該箇所を法線を後退させ若しくは河積を拡大して施行する工事又は寄洲切り取り及び水制工の併用により乱流若しくは偏流を緩和して施行する工事

排水路の形状が被災の原因となっていることが明らかな場合、再度災害防止上施行する次のような工事は関連工事とします。

- a 被災部分及び未被災部分の流路の屈曲を是正する工事
- b 水路の狭搾部が通水断面不足のため水位が上昇し、その背水が被災原因となっている場合における狭搾部の断面拡大等の工事
- c 既に部分的に法線を後退させたりあるいは断面を拡大されている箇所に接続する部分を上下流の堤防にならって法線の後退、断面の拡大を行う場合の復旧費の差額
- d 当該災害によって造られた寄洲は災害復旧事業によって除去するが、災害以前からの寄洲が乱流及び変流をおこして被災原因となった場合は、関連工事で除去するものとする。寄洲の除去だけでは不十分な場合は、さらに関連工事により水制工等を設置

(4) 未被災箇所に床止工、帯工等を新設して乱流又は河床の低下を防止する工事

排水路の勾配が急な場合、又は河床の凸凹が甚だしくて、河床低下、河床洗掘等をおこし、被災部分又はこれに関連する未被災部分の安定が期し難く、再度災害のおそれがある場合、水路の未被災部分に対して、帯工、床止工、落差工等を新設して河床の安定を図る工事は関連工事とします。被災部分については災害復旧事業として実施することができます。

(5) 被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画（流量の増加を伴うものに限る。）により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

関連工事と復旧工事を併せて一定の計画により復旧する場合、一定の計画による全体工事費と復旧工事費の差額が関連工事費となります。その条件は次のとおりです。

- a 災害によって計画通水量が増大し、原形断面では断面が不足する場合に限ります。
- b 一定の計画によって復旧しようとする区間は、本災の一定計画の場合と同様、機能、経済効果等が同一である一単位の区間でなければなりません。
- c 一定の計画により復旧しようとする区間における被災延長が全体の5割以上でなければなりません。この場合の被災延長とは本災の一定計画の場合と同様、原則として有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河岸から地盤面までがすべて崩壊した部分の延長とします。

(6) 被災箇所へ接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強して施行する工事

被災箇所へ接続した残存部分で、このまま放置すれば被災して、復旧部分にまで及ぶような脆弱なものは関連工事として復旧部分の工法に合わせて改修するかまたは復旧部分と同程度となるよう補強することができます。

(7) その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

5 海 岸

(1) 被災箇所へこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所へ接

近した堤防の高さ又は断面に併わせてかさ上げし、若しくは拡大し、又は胸壁を新設して施行する工事

被災箇所に近い堤防が、すでに改修工事によって嵩上げ又は断面増強等が施行されており、被災箇所及びこれに接続する残存部分を嵩上げ、断面拡大等を行って、既改修部分に取付けることによって一連の効用が発揮される場合は被災箇所及び残存部分を接続部分の堤高、断面に合せて改修することができます。この場合、改修断面による工事費と復旧費の差額は関連工事費とします。

(2) 越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所に胸壁又は被覆工を新設して施行する工事

機能、経済効果等が同一である一単位の区間（例えば要領15（2）エ（オ）で述べたように、山から山又は河口堤防から河口堤防等に取り付けられた堤防等）が局部的に被災したような場合で、部分復旧による場合は再度災害を被るおそれがある場合は被災部分、残存部分を通じて、胸壁又は被覆工を関連事業として新設することができます。

(3) 突堤又は離岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し、又は根固めの強化を図るために施行する工事

被災箇所に関連する未被災箇所が洗掘されたり、あるいは波の衝撃が強い場合で、再度災害を被むるおそれが大きい場合は、関連工事として消波ブロック等により突堤又は離岸堤を新設することができます。

(4) 被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

災害復旧事業と災害関連事業を併せて一定計画により復旧する場合の規定で一定計画による全体工事費と復旧工事費の差額が関連工事費となります。

この場合の条件は水路の場合と同様で、①一定計画による復旧区間

は、機能、経済効果が同一な一単位区間であり②被災延長は全体の5割以上の場合とします。この場合の被災延長の考え方は本災の場合と同様です。

(5) 被害箇所へ接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

被災箇所へ接続した残存部分で、このまま放置すれば被災して復旧部分にまで及ぶような脆弱なものは関連工事として復旧部分と同程度になるまで補強することができます。

(6) その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

6 農 道

(1) 道 路

ア 道路が被災し、山手法面崩壊により甚大な被害を受けた場合において災害復旧工事に追加して施行する工事

道路の山手法面が崩壊したため被災した場合は、災害復旧工事で施行する土止壁は道路面を安定させるために必要な程度（原則としては一段のみ）とし、これを放置すれば再度災害を被むおそれがある場合は関連工事としてさらに土止を追加するか又は法面保護工を行うことができます。

イ 巻立のない隧道における被災箇所へ接続した箇所で、崩落のおそれがあると認められる場合において巻立及びグラウト工を施行する工事

素掘隧道が崩落した場合に、これへ接続した箇所も小亀裂が入ったりあるいは地盤がゆるんで将来崩落するおそれがある場合は、前もって関連工事で巻立やグラウト工を施行する必要があります。

ウ 被災箇所へ接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強して施行する
工事

被災箇所へ接続した部分で、同種の災害によって被災するおそれがあり、その場合は復旧部分にまで及ぶことが明らかな場合は、関連工事によって改築又は補強することができます。

エ 災害原因が常時通水しない農道の横断暗渠の断面狭小に起因することが明らかな場合において、暗渠の断面を拡大し、若しくは横断暗渠を開渠に変更して施行する工事

農道の横断暗渠の断面が狭小なために農道又は当該暗渠が被災した場合は、暗渠断面の拡大、又は開渠に変更して復旧することができますが、この場合における原形断面による復旧費を超過する額は関連工事費とします。

(2) 農道橋

ア 災害復旧事業において永久構造の橋梁として採択された橋梁の未被災部分を、永久構造として施行する工事

イ 橋梁が被災し、再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は、未被災部分を含めて構造工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

査定要領第15(2)(オ)に永久構造とすることができるよう規定された被災部分へ接続する未被災部分は関連工事として永久構造とすることができます。

昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

ウ 橋梁の一部（被災延長が当該橋梁の延長の2分の1未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁へ接続する前後道路の幅員がすでに拡幅されている場合において、被災部分及び未被災部分の幅員を前後の道路幅員にあわせて拡幅して施行する工事

橋梁の全延長が被災した場合、前後道路の巾員が拡巾されていると

きは取付道路巾員に合せて本災により拡巾できますが、橋梁の一部が被災し前後道路の巾員が既に拡巾されている場合は、その道路の巾員に合せて被災部分及び未被災部分を拡巾する工事は関連工事となります。

エ 橋梁の全部又は一部（被災延長が当該橋梁の延長の2分の1未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁に接続する前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合において、当該橋梁の幅員を未被災部分を含めて前後道路の拡幅予定幅員にあわせて拡幅して施行する工事

橋梁が1/2以上被災した場合、前後の取付道路が近い将来拡巾される計画がありその着工が明確な場合は、未被災部分を含めて取付道路の拡巾計画巾員に合せて関連工事として拡巾することができます。

ただし、一連の効用が増大されなければならないことは本災の場合と同様です。

（3） その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

7 井堰、揚水機、ため池及び樋門（以下井堰等という。）の統合の場合
井堰等が被災し、災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合に、災害復旧事業に代えて、これらの被害施設を統合して施行する場合の総工事費が当該統合に係る個々の施設を原位置で復旧する場合の災害復旧工事費の合計額を超える額。ただし、統合施設の用排水能力は、当該統合に係る個々の施設の能力の合計を限度とする。

井堰、溜池、揚水機、樋門を統合して施行する場合、統合しようとする施設を、それぞれ原位置において復旧するものと考えた場合の個々の施設の災害復旧工事費の合計額を、統合施設に要する総工事費から差引いた額は関連工事費とします。

農道橋復旧基準一覧表

復旧事項	災害復旧事業		災害関連事業		備考
	条件	実施範囲	条件	実施範囲	
下部構造	洪水量増大、流下物が多い	被災部分の下部を永久構造とする	—	—	
桁下高	1. 全橋流失 2. 木造部 } の1/2以上被災下記 流心部 } 条件の1に該当 3. 木造部 } の2/3以上被災し全 流心部 } 橋永久橋とするもの	1. 全橋桁下を上げる 2. 被災部分の桁下を上げる (取付工事を含む) 3. 木造部 } の全延長の桁下を 流心部 } 上げる	木造部 } の1/2以上被災 流心部 }	全橋の桁下高を上げる場合の工費から災害復旧事業費を差引いた差額	
永久構造 (上下部共)	1. 木造部の1/2以上被災し、下記条件の1に該当するもの (1)面積20ha以上、幅2.5m以上 長5m以上 (2)幹線道路に通ずる (3)公共的施設に通ずる (4)洪水量増大、急勾配、転石多い (5)海岸越波量増大 2. 流心部の1/2以上被災 3. 木造部の2/3以上被災、残存部との取付不適当で上記条件の1に該当 4. 流心部の2/3以上被災、残存部との取付不適当	1. 被災部を永久橋とする 2. 被災部を永久橋とする 3. 全橋を永久橋とする 4. 流心部を永久橋とする	木造部 } の1/2以上被災 流心部 }	全橋を永久橋とする場合の工費から災害復旧事業費を差引いた差額	
	全橋被災、前後道路が既に拡幅済	前後道路幅にあわせて拡幅する	1. 全延長の1/2以上被災、前後道路が既に拡幅済 2. 全延長の1/2以上が被災、前後道路が拡幅予定	1. 被災部分、未被災部分を前後道路幅員まで拡幅 2. 被災部分、未被災部分を前後道路幅員まで拡幅	

§ 4 通 知 等

1 災害関連事業の取扱いについて

昭和48年 9月 6日
改正 昭和53年 3月 30日
〃 昭和59年 9月 14日
〃 平成10年 4月 8日

(構造改善局防災課長から、各地方農政局建設部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

農業用施設災害関連事業並びに海岸災害関連事業については、災害復旧事業の査定の際あわせて調査を行い、その結果をとりまとめ災害関連箇所別調書(様式、第1および第2)を作成し、提出することになっているが、事務の簡素化及び事業の効果的な復旧を図るため、昭和48年発生災害関連事業(すでに提出済のものは除く。)から当分の間、下記によることとしたので、その取扱いについては遺憾のないよう措置願いたい。

記

1 農業用施設災害関連事業で1ヶ所の関連工事費の調査額が1,200万円以下の場合並びに海岸及び地すべり防止施設災害関連事業で1ヶ所の関連工事費の調査額が6,000万円以下の場合で、かつ、A項関連に該当するものについては、つぎにより提出するものとする。

(1) 災害関連箇所別調書は、従来どおりの様式第1によるものとする。

ただし、上記該当地区は、備考欄に「現地審査分」と記入すること。

(2) 災害関連事業箇所別概要書は、別に定める様式第3によるものとする。

2 前項に該当する災害関連事業については、現地における調査額が実質的な決定額となるものであるから、調査にあたっては、慎重に検討調整を図られたい。

様式第 3

海岸災害関連事業箇所別概要書（現地審査分）

県名	番号	—	災害名	事業主	内地・離島	所在地	査定官	⑩	
							立会官	⑩	
	災害	関連	計	/	原 施 設			復 旧 計 画	見 取 略 図 (同 上)
	千円	千円	千円		計画区域内	計画区域外			
工 事 費				既設堤防	無堤・天然海岸	起点側	終点側		
事 業 量				延 長					
天端高決定根拠				天端高		(取付く／ 取付かない)	(取付く／ 取付かない)		
経 済 効 果				天端巾					
採 択 条 件				他の改良 計画	/	(竣工、 工事中、 計画中)	(竣工、 工事中、 計画中)		
算 出 方 法				その他					

(注) 1～2行程度で簡明に記入する。設計書、写真等の添付は必要ない。

様式第 3

地すべり防止施設災害関連事業箇所別概要書（現地査定分）

県名		番号	—	災害名		事業主		内地 離島		所在地		査定官	㊞
												立会官	㊞

工事費	災害	関連	計	現況	幅		傾斜		見取略図 (同上)	
	千円	千円	千円		長さ		地質			
					深度					
事業量				計画区域外状況	現況					
					幅		傾斜			
					長さ		地質			
経済効果					深度					
					現況施設					
	種類		構造		数量					
採択条件					他の改良計画		竣工、工事中、計画中			
				その他		竣工、工事中、計画中				
算出方法				復旧計画						

2 ため池が被災した場合の管理道路の新設について

(昭和50年4月 防災課長会議指示)

ため池が被災し、再度災害防止のための見廻り、補修資材器具の運搬等に利用する道路の新設は、規模の大きいため池で、かつ下流に人家、田畑等があり、ため池の欠壊によって重大な被害を及ぼすおそれのあるものについて、関連事業として必要最小限の範囲で認めるものとします。

なお、ここで規模の大きいものとは、堤高おおむね10m以上又は貯水量10万m³以上のものです。

また、この場合の適用条項は、農業用施設災害関連事業採択基準1-(6)とします。

3 合併事業費の変動について

(暫)通知等10 「他事業との合併施行(差額関連事業を含む)の取扱について」によります。